

評議員及び役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人さつき福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さつき福祉会の評議員及び役員等の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある評議員、理事、監事及び評議員選任解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員が次の業務にあたった場合は、1日分の報酬等として5,000円を支払うことができる。

(1) 評議員会に出席した場合

2 同日に合わせて複数の業務を行った場合であっても、重複してこれを支払わないものとする。

(理事及び監事の報酬等)

第4条 理事及び監事が次の業務にあたった場合は、1日分の報酬等として5,000円を支払うことができる。

(1) 理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席した場合。

(2) 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。

(3) 理事及び監事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。

2 同日に合わせて複数の業務を行った場合であっても、重複してこれを支払わないものとする。

(評議員選任解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任解任委員が次の業務にあたった場合は、1日分の報酬等として5,000円を支払うことができる。

(1) 評議員選任解任委員会に出席した場合

2 同日に合わせて複数の業務を行った場合であっても、重複してこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員選任解任委員の勤務報酬等)

第6条 理事長、理事及び評議員選任解任委員が、法人及び施設の職を兼務する場合は、法人及び施設の職務が休日の場合に限り、第4条及び第5条の規程に準じ報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 出張旅費に関する事項は別に定める。

(改正)

第8条 本規程の改定は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。